

訓令甲第24号

平成6年7月1日

存続期間

警視庁巡回護送規程

概要

この規程は、警視庁本部又は警察署の留置場に留置されている被留置者の検察庁、裁判所又は拘置所に対する巡回護送及び護送先における取扱いの適正を期するため、必要な事項を定めている。